

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました。

時給715円(10月1日から)

この最低賃金は、県内全ての事業所、労働者に適用されます。詳しくはお問い合わせください。

〈問い合わせ〉熊本労働局 労働基準部賃金室 Tel.096 (355) 3202
菊池労働基準監督署 Tel.0968 (25) 3136

最低賃金 ワン・ストップ無料相談

最低賃金の引き上げに対応した賃金の引き上げに取り組み中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置し、専門家の事業場への派遣も行っています。

〈問い合わせ〉

熊本県最低賃金総合相談支援センター

〒860-0801

熊本市中央区安政町8-16村瀬海運ビル7階

熊本県社会保険労務士会 内

Tel.096(324)1124

ご存知ですか？

中小企業を応援する

業務改善助成金の拡充

事業場内最低賃金が750円未満で、それを30円以上引き上げ、業務改善(労働能率の増進に資する設備・機器の導入など)に係る経費の合計が、10万円以上の計画を労働者の意見を聞いて策定する中小企業に対し、経費の一部を助成します。

■助成率

- ・ 常時使用する労働者数が31人以上の企業
- ・ 業務改善に要した経費の10分の7
- ・ 常時使用する労働者数が30人以下の企業
- ・ 業務改善に要した経費の4分の3

※上限は50万円

〈問い合わせ〉

熊本労働局 雇用環境・均等室

Tel.096(355)3865



慌てないで！その警告は本物ですか？

パソコンなどでサイトを見ていたところ、突然、画面に警告表示が警告音ができることもある)などが現れる事例が発生しています。

【相談事例】

パソコンでいろいろなネット検索をしていたところ、突然大きなブザーが鳴り画面に警告表示が出た。驚いて画面に表示されていた番号に電話したところこのままではコンピューターにウイルスが入る。弊社が管理するので、指示に従ってパソコン画面で操作するように。1年契約で3万円。クレジットカード番号を入力するようにと言われた。クレジットカードは利用しないと伝えたと、コンビニで電子マネーを買って番号を教えるように言われた。不審だ。

【消費者へのアドバイス】

IPA(独立行政法人情報処理推進機構)によると、「警告表示が消せない場合も実際のウイルス感染ではなく、設定によりポップアップメッセージを繰り返し表示させているにすぎません」ということです。警告音や消えない表示に驚くことがあっても、まずは落ち着いてください。絶対に、慌てて警告表示の中の電話番号に電話をかけることはやめてください。

IPAのホームページには警告が消えない場合の対処方法が記載されていますので、参考にしてください。日頃からさまざまな手口や対処方法を確認しておくことも大切です。

■巡回相談日

11月8日(火) 白水保健センター相談室
11月15日(火) 長陽中央公民館

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel.(67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
久木野庁舎